○総務省告示第百二十号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和七年七月二十九日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党	所属国会議員の住所	宮出　千慧	大阪府東大阪市菱江一―五―二一	令和七年七月三十日
参政党	所属国会議員の氏名	髙森　千慧（宮出　千慧）		
参政党	所属国会議員の住所	後藤　翔太	東京都千代田区麹町四―七	
国民民主党	所属国会議員の住所	奥村　祥大	東京都墨田区太平一―一五―一三	令和七年十二月一日
れいわ新選組	所属国会議員の住所	櫛渕　万里（くしぶち万里）	東京都江戸川区小松川一―二―二	令和七年十二月二日
参政党	所属国会議員の住所	富田　麻奈（岩本　麻奈）	東京都多摩市桜ヶ丘四―九―五	令和七年十二月二十七日
日本維新の会	所属国会議員の住所	北埜　陽平（石）	奈良県奈良市あやめ池南三―三―三八	届出年月日　令和八年一月八日
自由民主党	支部の数	七六七九	七六八〇	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七九	七六八〇	
自由民主党	支部の数	七六七八	七六七九	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七八	七六七九	
自由民主党	支部の数	七六七七	七六七八	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七七	七六七八	
自由民主党	支部の数	七六七五	七六七七	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七五	七六七七	
自由民主党	支部の数	七六七四	七六七五	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七四	七六七五	
自由民主党	支部の数	七六七三	七六七四	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六七三	七六七四	
自由民主党	支部の数	七六二四	七六七三	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六二四	七六七三	
国民民主党	支部の数	一四一	一四六	届出年月日　令和八年一月九日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一四一	一四六	
日本維新の会	支部の数	二一五	二二九	届出年月日　令和八年一月十三日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二一五	二二九	
れいわ新選組	支部の数	一六	一八	届出年月日　令和八年一月十四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一六	一八	
立憲民主党	支部の数	三五四	三五六	届出年月日　令和八年一月十五日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三五四	三五六	

○総務省告示第百二十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和八年一月一日を基準日とする届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　公明党

(一)　政党の名称　公明党（略称　公明）

(二)　主たる事務所の所在地　東京都新宿区南元町一七

(三)　代表者

氏名	住所	生年月日	選任年月日
斉藤　鉄夫	広島県広島市安佐南区祇園三―一二―五二	昭和二十七年二月五日	令和六年十一月九日

届出年月日　令和八年一月十五日